設立後２年間の事業計画

初年度（令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日）

次年度（令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日）

（作成上の注意）

　１　当該年度に行おうとする事業計画、建物増改築計画、物品購入計画、病床計画、資金及び債務の弁済計画、職員採用計画、収支見込み等該当するものを箇条書きで記載すること。

　　　なお、患者数の増を見込む場合は、その積算根拠について、地域の医療需要や集客方策等の観点を踏まえた形で具体的に記載すること。

２　事業計画については、予算の内容に関連するので、予算書との整合性を図ること。

３　認可予定月の翌月から会計年度末日までを初年度とする。

ただし、初年度の期間が６か月未満の場合は、事業計画、予算書、職員給与費内訳書を３か年分（次々年度も）作成すること。

４　現在地において２年以上（確定申告期間として丸２年以上）の安定的な運営実績がある場合には、事業計画、予算書の添付を省略することができる。なお、申請書への添付が省略できるだけであり、設立総会の議案で必要なため、作成自体は行うこと。